

## 久留米市立学校タブレット端末等導入プロポーザルの実施に関する質問及び回答について

○質問内容の文言については編集を行っています。

○同じ内容の質問については、一つにまとめて掲載しています。

番号	質問内容	回 答
1	<p>本プロポーザルの参加手続きにおいて、支店等に委任しようとする場合、以下の書類は、受任者名及び受任者の捺印でよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加申込書（様式 1）</li> <li>・事業者概要（様式 3）</li> <li>・参加資格に係る申立書（様式 4）</li> <li>・電気通信事業法に基づき電気通信役務を行う者であることを証する書類</li> </ul>	<p>本店等から支店等に委任しようとする場合は、委任状（様式 4）をご提出の上、全て受任者名及び受任者の捺印で構いません。</p> <p>また、久留米市競争入札参加資格有資格者名簿の登載者で、名簿登載の手続きにおいて、本店等から支店等に委任している場合も、同様に全て受任者名及び受任者の捺印で構いません。なお、この有資格者名簿に登載されている場合は、委任状（様式 4）の提出は不要です。</p>
2	<p>久留米市立学校タブレット端末等導入プロポーザル実施要項中、10 企画提案書作成方法（2）構成とポイントに、「④提案書中に会社名が判別できる記載は行わないこと。」とされているが、提出部数の正副 13 部の全てにおいて適用されるのか。</p>	<p>企画提案書うち、正本として提出する 1 部には、参加申し込みを行う者（提案事業者）など、会社名が判別できる事項の記載を行ってください。</p> <p>また、副本として提出する 12 部には、会社名が判別できる事項の記載は行わないでください。</p>
3	<p>久留米市立学校タブレット端末等導入プロポーザル実施要項中、10 企画提案書作成方法（2）構成とポイントに、「④提案書中に会社名が判別できる記載は行わないこと。」とされているが、会社名が判別できる記載とは、参加申し込みを行う者（提案事業者）のことをいい、製品やサービスの名称、その提供会社名を記載することは可であるとの理解で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

番号	質問内容	回 答
4	<p>久留米市立学校タブレット端末等導入プロポーザル実施要項中、10 企画提案書作成方法（1）様式等の形式に、「提案書のデータをCD-Rに格納し、1枚提出」とされているが、会社名が判別できる記載を行っていない提案書のデータを格納するのか。また、CD-Rのラベル面等に会社名の記載は不要か。</p>	<p>CD-Rに格納する提案書のデータは、正本として提出する提案書のデータ（参加申し込みを行う者（提案事業者）など、会社名が判別できる事項の記載を行っているもの）としてください。 また、CD-Rのラベル面等には、会社名の記載をしてください。</p>
5	<p>久留米市立学校タブレット端末等導入プロポーザル実施要項中、9 参加申込の手続き（1）提出書類の参加審査に関するもので、①参加申込書（様式1）は、提出部数13部（正1部、副12部）のうち、副12部には会社名等の記載を省略したものを付すのか。</p>	<p>参加申込書（様式1）の提出は1部です。記入する欄には、法人登記している所在地、名称等を正確に記載してください。 なお、企画提案書13部（正1部、副12部）には、参加申込書（様式1）の添付は不要です。</p>
6	<p>久留米市立学校タブレット端末等導入プロポーザル実施要項中、11 審査方法（3）プレゼンテーションの実施⑤留意事項に、「ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。」とされているが、会社名が判別できる説明や記載とは、参加申し込みを行う者（提案事業者）のことをいい、製品やサービスの名称、その提供会社名を説明や記載することは可であるとの理解で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

番号	質問内容	回 答
7	<p>久留米市立学校タブレット端末等導入仕様書中、3仕様（1）タブレット端末等の調達（表）の端末に「（10）久留米市が別途調達する以下のタブレット収納保管庫（充電機能付き）に、ケースを装着したまま充電しつつ収納できること。」とされているが、タブレットケースは今回の調達に含むのか。</p>	<p>タブレットに装着するケースについては、参加申し込みを行う者（提案事業者）の判断で、企画提案していただく内容に、含んでも含まれなくても構いません。</p>
8	<p>公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告中、1概要（2）仕様に、「賃貸借」とあるが、賃貸借となっている要件について、その事由が解消する場合、賃貸借ではない通常契約が可能か。また、賃貸借となっている事由は何か。</p> <p>例：端末の資産管理、端末保証の優位性</p>	<p>本事業においては、事業期間を2年間としており、導入に要する初期費用の抑制と費用負担の平準化を図るために、賃貸借としています。</p> <p>なお、ご質問中の「賃貸借ではない通常契約」とは、割賦払いの売買契約を指すものと思われませんが、「賃貸借となっている要件」等について、売買契約によっても達成される見込みであるとしても、本市の規則等に基づく予算科目及び契約事務手続き上、賃貸借契約と売買契約ではいずれも異なることから、現時点でこれを変更することはできません。</p> <p>よって、公告のとおり、賃貸借によるものとします。</p>